

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【公表番号】特表2012-524228(P2012-524228A)

【公表日】平成24年10月11日(2012.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2012-041

【出願番号】特願2012-507320(P2012-507320)

【国際特許分類】

F 16 K 1/22 (2006.01)

F 16 K 27/02 (2006.01)

F 02 D 9/10 (2006.01)

【F I】

F 16 K 1/22 G

F 16 K 27/02

F 02 D 9/10 H

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月15日(2013.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

弁であって、

入口ボアと、該入口ボアと流体連通状態にある出口ボアと、前記入口ボアと前記出口ボアとの間に形成されたオフセット部とを有する弁体と、

前記入口ボアと前記出口ボアの接合部で前記弁体に回転可能に結合された弁プレートとを備え、

前記弁プレートの少なくとも一部分は、前記オフセット部とシールを形成している、ことを特徴とする弁。

【請求項2】

前記入口ボアと前記出口ボアは、ほぼ同一の直径を有する、

請求項1記載の弁。

【請求項3】

前記入口ボアと前記出口ボアは、互いに異なる直径を有する、

請求項1記載の弁。

【請求項4】

前記入口ボア及び前記出口ボアの少なくとも一方は、円筒形の断面を有する、

請求項1記載の弁。

【請求項5】

前記弁プレートに結合され、回転軸線を定めるシャフトを更に有する、

請求項1記載の弁。

【請求項6】

前記シャフトは、前記弁プレートと一体である、

請求項5記載の弁。

【請求項7】

前記シャフトは、前記弁プレートの中心の付近に設けられている、

請求項 5 記載の弁。

【請求項 8】

前記シャフトは、前記弁プレートの中心からオフセットしている、

請求項 5 記載の弁。

【請求項 9】

前記弁プレートは、前記オフセット部と面シールを形成する、

請求項 1 記載の弁。

【請求項 10】

前記弁プレートは、前記入口ボア及び前記出口ボアの一方の表面と周方向シールを形成する、

請求項 1 記載の弁。

【請求項 11】

前記弁プレートは、開放位置と閉鎖位置との間で回転する、

請求項 1 記載の弁。

【請求項 12】

前記オフセットは、約 0 . 0 0 1 インチ ( 0 . 0 2 5 4 m m ) から前記シャフトの約直徑までの長さである、

請求項 5 記載の弁。

【請求項 13】

前記入口ボアと前記出口ボアは、同一の中心軸線を有する、

請求項 1 記載の弁。

【請求項 14】

前記入口ボア又は前記出口ボアの一部分は、前記弁プレートの縁に隣接して異形表面を有し、前記弁プレートが閉鎖位置から開放位置に向かって回転しているとき、前記弁プレートの遠位縁と前記異形表面との間に実質的に一定の距離が維持される、

請求項 1 記載の弁。